

「夢と笑顔のおふれるまちづくり」を目指して 町民のみなさまのアイデア・やる気を募集します！

■対象事業

町の産業振興に必要な技術の研究や、町内の資源活用による新商品の開発など、西ノ島町の産業振興を目的とした新たな事業を幅広く対象とします。

■奨励金の交付

予算の範囲内で町長が認められた額を交付します。

■審査及び事業決定

応募いただいた事業は、西ノ島町事業開発等審査委員会で審査し、審査結果は応募者へ通知します。

■応募方法

「事業開発等指定申請書（様式1号）」、「計画書」、「収支計画」を添付し、役場地域振興課までお申し込みください。

■応募期間

随時募集

※申請書及び参考様式が必要な場合やご相談は役場地域振興課までご連絡下さい。

地域振興課 (7) 8777

■平成25年度の奨励指定事業

①事業名、②申請者、③事業概要 ※申請順

①実穫り山椒栽培事業	①水産物食品加工事業
②浦郷老人会（大雅クラブ）	②（株）西食
③実穫り山椒の栽培を行い、特産品として販売するとともに、荒廃した里山の再生を図る。	③冷風乾燥機を使用して西ノ島で水揚げされる水産物を高品質に加工するための研究・開発
①活イカ活っちゃんのカラクターを使用した特産品づくり事業	①西ノ島ガイドクラブ事業
②隠岐ひめひまわり	②西ノ島「ふるさと案内人」
③西ノ島のカラクターである「活イカ活っちゃん」の認知度を高めるため、西ノ島のPRを兼ねたお土産商品『活っちゃんいかせんべい』の製作。	③観光ガイドの養成とおもてなしの受入体制整備づくり。

児童扶養手当とは、ひとり親家庭の生活の安定と児童の健全育成のための手当を支給する制度です。

児童扶養手当制度を「存知ですか？」

■児童扶養手当を受けることができる人

次のいずれかの条件にあてはまる児童を監護している母、父または父母に代わってその児童を養育している人（養育者）です。なお、この制度でいう「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童をいい、児童に政令で定める程度の障がいがある場合は、20歳未満の児童をいいます。

- ① 父母が離婚した児童
 - ② 父または母が死亡した児童
 - ③ 父または母が重度の障がいの状態にある児童
 - ④ 父または母の生死が明らかでない児童
 - ⑤ 父または母が引き続き一年以上遺棄している児童
 - ⑥ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
 - ⑦ 父または母が引き続き一年以上拘禁されている児童
 - ⑧ 婚姻によらないで生まれた児童
 - ⑨ 出生の事情が明らかでない児童
- ※いずれの場合も国籍は問いません。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、この手当は支給されません。

- ① 日本国内に住所がないとき
- ② 父または母の死亡による公的年金や労災による遺族補償を受けることができるとき
- ③ 児童福祉施設などに入所しているとき、または里親に委託されているとき
- ④ 配偶者（事実婚も含む）に養育されているとき（配偶者が重度障がいの場合を除く）
- ⑤ 老齢福祉年金以外の公的年金給付を受けることができるとき

■児童扶養手当の月額（平成26年4月）

- 全部支給 41,020円
 - 一部支給 41,010円～9,680円
- ※手当の月額は所得によって異なります。
 ※第2子には月額5,000円、第3子以降には1人につき月額3,000円ずつ加算されます。
 ※受給者本人、または受給者と生計を同じくする扶養義務者の所得が一定以上である場合は、手当が支給されません。

■現況届の提出

手当を受けている人は、毎年8月1日から8月31日までの間に「現況届」を提出してください。提出がない場合、手当の支給が遅れたり、受けられなくなる場合があります。

詳しくは健康福祉課 (6) 0104
 までお問い合わせください。

日本で初めて岩がき養殖に 成功した中上光さんの取り 組みが道徳教育の教材に

日本で初めて岩がきの養殖を成
功させた、中上光さんなかみひかり（西ノ島町
珍崎在住）の功績が「いわがき養
殖への挑戦」として、「道徳教育郷
土資料 しまねの道徳 小学校高
学年」に紹介されました。

この副読本は、島根県内の全小
学校高学年の児童に配布されてお
り、道徳教育の教材として活用さ
れています。

内容につきましては、西ノ島町
のHPにて公開しておりますので、
ぜひ、中上さんの素晴らしい取り
組みについて、ご覧ください。

西ノ島町Eメール：<http://www.town.nishinoshima.shimane.jp/index.html>



分収造林契約地募集！

隠岐島前森林復興公社では、管
理されなくなった森林を対象に分
収造林を実施し、森林の回復を目
指しています。分収造林を希望さ
れる方（森林所有者）は、下記に
よりお申し込みください。

分収造林とは・・・

山林に木を植栽し、50年後の木材
生産収入を山林所有者と島前森林
復興公社で分ける仕組みのこと
です。（分収割合は、森林所有者が
100分の35、森林復興公社が
100分の65となります。）

■契約締結をするための主な条件

- ・地籍調査が済んでおり、公共牧野
ではない山林
- ・公社が契約地を造林目的に使用す
る権利（地上権）の設定に協力し
ていただける方

■申込期限 8月29日（金）

■申込・問合せ先

西ノ島町役場 地域振興課
電話（フ）8777

税務・保険年金係からのお知らせ

8月分の納期限は9月1日（月）です。
（定期口座振替日は8月28日（木）、
再振替日は9月10日（水）です。）

- 町県民税 2期
- 国民健康保険料 3期
- 後期高齢者医療保険料 2期
（普通徴収の方）

納税通知書等で金額をご確認いた
き今一度、通帳残高をお確かめいた
きますよう、よろしく願います。
納付等に関する相談は町民課（6）
0103までご連絡ください。

住民の皆様との座談会について

西ノ島町議会では、昨年度から議会
運営等に反映させるため『住民の皆さ
まとの座談会』を行っています。

本年度もご希望がありましたら積
極的に出かけて参ります。

お申込みについては、事前に西ノ
島町議会事務局電話（6）0101
へ願います。

西ノ島町議会

広報調査特別委員会

各課への問い合わせ先

※町内無料電話を利用する場合、番号の頭に「5」をつけて電話すると無料電話になります。

総務課・出納室・議会事務局 TEL (08514) 6-0101 FAX 6-0683

財政課 TEL.6-0105 町民課 TEL.6-0103 健康福祉課 TEL.6-0104

環境整備課 TEL.6-1748 FAX.6-0186 清美苑 TEL.6-1338(FAX兼用)

地域振興課 観光商工係・定住促進係 TEL.7-8131 農林水産係 TEL. 7-8777

別府支所 TEL. 7-8101 地域振興課 FAX.7-8025

教育課 TEL. 6-0171 FAX.6-1028 地域包括支援センター TEL.6-1182 FAX.6-1183
(浦郷シルバー会館)

浦郷診療所 TEL. 6-1211 FAX.6-1212 みた保育園 TEL.6-0450 (FAX兼用)

町長が町民の皆様のご意見、ご要望をお聞きするための FAX6-1819